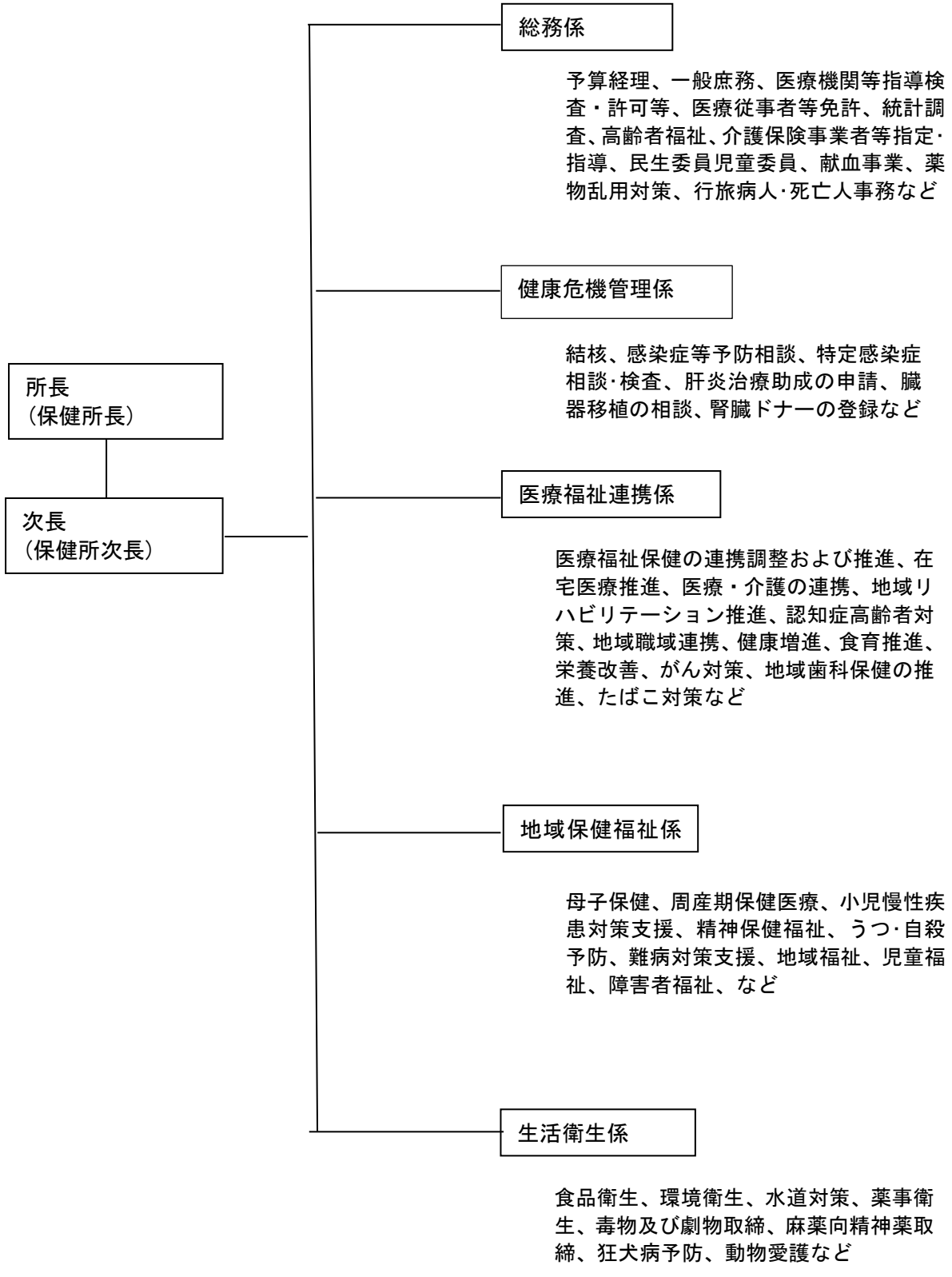
第２４　湖北健康福祉事務所の概要

１　湖北健康福祉事務所（長浜保健所）組織図

令和６年４月１日現在



２　湖北健康福祉事務所（保健所）の沿革

－長浜－

昭和１３年　５月１４日	滋賀県告示第３０３号をもって滋賀県保健所設置規程公布。
１３年　６月　４日	滋賀県告示第３７４号をもって名称・位置・受持地域を告示し、同日付けで開所（受持地区：湖北３郡（伊香・東浅井・坂田郡）、人口 141,421 人）。ただし、事業所は、建築竣工まで県衛生課に仮事務所を置く。
１３年　７月２１日	庁舎落成式を挙行し、実務につく。
１４年　４月　１日	看護婦養成を開始。
１４年　５月　１日	長浜細菌検査所設置（併設）。
１６年　２月	優生結婚相談所設置（併設）。
１６年　９月２５日	保健婦の養成開始。
１９年　３月　６日	長浜県民修練所設置。
１９年１０月　１日	長浜簡易保健相談所を統合。
１９年１０月　１日	木之本保健所新設に伴い伊香郡分離。
２５年１１月　１日	長浜優生結婚相談所設置。
２５年１２月	歯科開設。
２６年　９月	衛生教育展示室を拡大整備。衛生教育模範保健所に指定。
２７年　５月１７日	優生保護法の一部改正により長浜優生結婚相談所を長浜優生保護相談所と改称。
２７年　８月　１日	隣接地に増築完了（建坪 181 坪、敷地 400 坪）。
２７年　９月　１日	長浜性病診療所設置（併設）。
３０年　９月　１日	県立保健所の課制施行に伴い、庶務・保健・衛生の３課設置。
３６年　４月　１日	保健所の型別人口別格付によってＵＲ３型に格付けされる。
４３年１１月　２日	滋賀県長浜市平方町 1152 番の 2 に新庁舎起工。
４４年　４月　１日	滋賀県立長浜保健所を滋賀県長浜保健所に改称。
４４年　５月１５日	新庁舎完成・移転。
４５年　４月　１日	保健予防課制施行。
４９年　４月　１日	庶務課・保健予防課・衛生課・検査課の４課制施行。
５１年　４月　１日	保健所の型別人口別格付によってＲ３型に格付けされる。
５２年　４月　１日	庶務課・保健予防課・衛生課・環境公害課・検査課の５課制施行（人員３３名）。
５４年１０月　１日	庁舎増築および改造工事着工（検査室・研修室・乳幼児精神発達観察室・社会復帰教室。増築面積 182.25 ㎡）。
５５年　３月３１日	庁舎増築および改造工事完工。
５７年　９月　５日	事務室拡張工事（26.26 ㎡）完工。事務所合計 140.31 ㎡。
６２年　２月１２日	合併浄化槽および同機械室（4.59 ㎡）完工。
６２年　４月　１日	環境公害課のうち彦根保健所管内が除外される。
６２年　９月２２日	庁舎増築および改築工事着工（事務室・所長室・更衣室・印刷室等。増築面積 72.45 ㎡、事務所合計 212.76 ㎡）。
６３年　２月１８日	庁舎増築および改築工事完工。
平成　４年　４月　１日	環境公害課を環境保全課に、検査課を検査室に改称。

平成　９年　４月　１日	木之本保健所が保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所となる。
	環境保全課の事務が県事務所に移管される。
	保健予防課を健康増進課に、衛生課を生活衛生課に、検査室を検査課に改称。
	保健福祉推進担当を設置。
	生活衛生課に生活衛生係と食品監視係を置き、県庁公衆衛生課食品衛生専門監視班の業務を食品監視係に引き継ぐ（担当：彦根・長浜保健所管内）。
１０年　４月　１日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合され長浜健康福祉センター長浜保健所となる。庶務課と保健福祉推進担当を併せ、健康福祉課を設置。
１０年　７月　７日	庁舎増築工事着工（別棟ＯＡ機器室、会議室等。増築面積 59.1 ㎡、事務所合計 271.86 ㎡）。
１０年　９月１９日	庁舎増築工事完工。
１３年　４月　１日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所）、長浜土木事務所、木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる。長浜健康福祉センター（長浜保健所）は、湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）となる。
１７年　４月　１日	総務調整課を廃止し、健康福祉課に統合。生活衛生課の食品監視担当を廃止し、本庁生活衛生課食の安全推進室食品安全指導担当に業務を統合。
１７年　７月　１日	生活衛生課の検査担当を廃止し、衛生科学センターに業務を統合。
１８年　４月　１日	健康福祉推進課を保健福祉課に改める。生活衛生課を健康衛生課に改める。健康づくり担当を健康衛生課に移管
２１年　４月　１日	湖北地域振興局地域健康福祉部（長浜保健所）から湖北健康福祉事務所（長浜保健所）となる。
２５年　４月　１日	行政機構改革により課制を廃止し、総務調整担当、地域保健福祉担当、健康づくり担当、生活衛生担当の 4 担当制となる。
２８年　４月　１日	行政機構改革により担当を廃止し、総務調整係、地域保健福祉係、健康推進係、生活衛生係の 4 係制となる。
２９年　４月　１日	行政機構改革により係を再編し、総務係、医療福祉連携係、地域保健福祉係、生活衛生係の 4 係制となる。
令和　４年　４月　１日	行政機構改革により係を再編し、総務係、健康危機管理係、医療福祉連携係、地域保健福祉係、生活衛生係の 5 係制となる。

－木之本－

昭和１９年１０月　１日	旧保健所法（昭和１２年４月５日法律第４２号）により設置の長浜保健所から分離。木之本母子保健相談所を併合し、木之本町木之本 1900 番地に県立木之本保健所を設置。管轄区域：伊香郡１町１２ヶ村職員所長以下８名。
２２年　９月	「保健所法を改正する法律」の公布により、翌昭和２３年衛生行政事務を木之本警察署より引き継ぎ。
２３年１０月	保健所拡充計画に基づき木之本町木之本 739 番地に庁舎建築工

		事着工。
２４年	４月	庁舎建築工事完工。昭和２３年７月公布の優生保護法に基づき、県立木之本優生保護相談所併設。
２６年１０月		標準保健所規格施設整備のための庁舎増築工事着工（会議室・診察室）。
２７年	３月	庁舎増築工事完工（職員：所長以下１７名）。
昭和３０年	９月　１日	県立保健所課制実施に伴い庶務課・保健衛生課の２課設置（職員：所長以下２１名）。
３７年１２月		レントゲン設備の充実（直接・断層）によりＸ線室増改築。
３９年１０月		医師の不足対策として非常勤医師を嘱託。
４０年	４月	保健所機構の整備に伴い、主査・婦長を置く。
４２年	４月	保健所の課制変更により庶務課・保健予防課・衛生課の３課設置（職員：所長以下１８名）。
４４年	４月　１日	条例の改正により滋賀県木之本保健所と改称。
４５年１０月		食生活改善指導のため、会議室の一部を改築して栄養指導室を設置。
４９年	４月　１日	保健予防課の予防係を保健予防係に保健係を保健指導係に改称同時に婦長制廃止。
５１年	４月	保健所に次長を置く。
５８年	７月	木之本町黒田 1234 番地に木之本土木事務所との合同庁舎として完工移転。
平成　９年	４月　１日	保健所の統廃合により長浜保健所木之本支所となる。
１０年	４月　１日	県福祉事務所と保健所の組織統合により、湖北福祉事務所と長浜保健所が統合されたことに伴い、長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
１３年	４月　１日	長浜県事務所、長浜健康福祉センター（木之本支所）、長浜土木事務所、木之本土木事務所が組織統合され湖北地域振興局となる。 長浜健康福祉センター木之本支所（長浜保健所木之本支所）は湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
２１年	４月　１日	湖北地域振興局地域健康福祉部木之本支所（長浜保健所木之本支所）から湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）となる。
２２年	４月　１日	湖北健康福祉事務所木之本支所（長浜保健所木之本支所）を湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）とする。
２３年	３月３１日	湖北健康福祉事務所木之本出張所（長浜保健所木之本出張所）を廃止。